

議案第58号

鳥取県警察職員定員条例の一部改正について

次のとおり鳥取県警察職員定員条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年2月21日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

鳥取県警察職員定員条例（昭和32年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(定員)

第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警察官 1,203人

ア・イ 略

ウ 警部補・巡査部長 665人

エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） 349人

(2) 略

2・3 略

附 則

1～4 略

5 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、同項前段の規定による振替後の警察官の定員に加えて10人の警察官を置くことができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(定員)

第2条 職員の定員は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警察官 1,200人

ア・イ 略

ウ 警部補・巡査部長 663人

エ 巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。） 348人

(2) 略

2・3 略

附 則

1～4 略

5 平成22年4月1日から平成26年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。

警視	1人
警部	1人

6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、同項前段の規定による振替後の警察官の定員に加えて5人の警察官を置くことができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

警部補・巡査部長	6人
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	2人

6 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、第2条第1項第1号及び附則第4項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる警察官について、同号に定める定員に同表の右欄に定める員数を加えて置くことができる。

警視	1人
警部補・巡査部長	3人
巡査（警察教養施設において新任者として教育訓練中のものを含む。）	1人

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。